

## 中小企業振興資金(設備資金) 申込時における留意事項

- ★ 設備資金の申込に関する審査は時間がかかりますので、十分余裕を持って申込して下さい。
- ★ 代金支払済みの設備や代金支払を滞納している設備は対象外となります。

### ○事前着工について

金融機関及び信用保証協会と事前協議を行った場合のみ、事前契約または事前着工(建物完成、機械設置等を含む)可とし、代金支払前のものについて貸付対象とします。

また、融資申込時に建物が完成している場合や機械が既に設置されている場合も貸付対象としますが、代金支払済みのものや、代金支払を滞納しているものについては、融資の対象としません。

### ○固定資産計上されないものについて

貸借対照表上の固定資産に計上されないものは、融資の対象となりません。

※ 固定資産に計上されるもの

【有形固定資産】 土地、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具など

【無形固定資産】 営業権、特許権、商標権、ソフトウェア、電話加入権など

※ 店舗新築・改築と同時に購入するイス・調理器具等の少額の備品など、固定資産計上されないものは自己資金又は運転資金で対応すること

### ○車両について

乗用自動車(3、5ナンバー等)は、法人名又は屋号を車体に印字する場合のみ、融資対象とします(取り外しのできるステッカー・マグネットシール等は不可)。

※ 融資申込時、見積書中に印字費用が記載されていること

※ 融資実行後の設備完了報告書の添付写真で、該当車両への印字の有無が確認できること

### ○貸付期間について

各資金の貸付期間の範囲内で、耐用年数及び資金計画を勘案し、妥当な貸付期間を設定すること。

### ○設備完了報告について

「設備完了報告書」は、設備の設置及び支払完了後、速やかに市へ提出してください。

完了報告書へ添付が必要のため、施工前の現場写真を必ず撮影してください。

完了報告書の確認や現地調査により、融資が不適当と認められる場合には、即時償還を求める場合があります。

### 【添付する写真等について注意事項】

・建築の場合:造成地と建設後の建物の写真2枚ずつ(角度を変えて撮影)

・改築の場合:工事施工前、施行後の写真2枚ずつ(角度を変えて撮影)

・車両購入:車の写真2枚(角度を変えて撮影)及び車検証の写し

・機械購入:機械の写真2枚(角度を変えて撮影)

### ○店舗併用住宅について

建設・改築の場合、住宅部分は融資の対象となりません。見積書において、住宅部分と店舗部分の金額が分かるように明記してください。

明確に分離が困難な部分は、住宅部分と店舗部分の面積割合で按分する方法などで妥当性を判断しますので、事前に相談して下さい(当該建物の敷地購入に関しても同様)。

## 創業支援資金についての留意事項

- ◆ 県制度資金の創業支援資金とは貸付上限が異なるのでご注意ください。
- ◆ 市制度融資共通の添付書類以外に、必要な書類は以下のとおりです(様式は市のホームページからダウンロードできます)

### 新規開業「予定者」に該当する方

(事業を営んでいない個人で、創業の具体的な計画がある)

◇創業計画書(様式第1号)

◇創業計画に関する意見書(様式第2号)

◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(前職の源泉徴収票等)

### 新規開業者 に該当する方 (創業した日から5年未満)

◇開業届又は商業登記簿謄本の写し

◇次の①～③のいずれかの書類

① 創業計画書(様式第1号)(法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方)

② 収支等計画書(様式第3号)(売上発生から決算書を作成するまでの方)

③ 貸借対照表、損益計算書(決算書作成済みの方)

### ○空き店舗利用による開業の利子補給対象者について

条件は以下のとおりです

◇市内の空き店舗・空き事務所・空き工場を賃借又は購入して、新規開業を予定している方

◇対象物件が、市の空き店舗情報に登録されていること